

第5章 自由記述に見る障害学生支援の課題

—支援体制・学校種・学校規模の違いから修学と就職のあり方を検討する—

日本学生支援機構コーディネーター

奥村真衣子

1. はじめに

日本学生支援機構による「大学、短期大学、および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(以下、実態調査)」では、これまで記述統計的な分析により、実数や割合といった数値から修学支援状況を明らかにしてきたが、修学支援の課題をより詳細に把握・理解するためには、より具体的な内容に切り込んで分析していく必要がある。

本機構の実態調査では、修学支援と進路・就労・キャリア教育支援に関する意見・要望欄を設けており、これらの自由記述内容を分析することで、各大学等が抱える課題の具体が明らかにできると考えられる。本章では、①修学支援に関する課題と、②進路・就労・キャリア教育支援に関する課題について、テキスト分析ソフトによる分析を試みた。

2. 障害学生の修学支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成25年に障害者差別解消法が成立し、平成28年4月に施行されることを受け、各大学等障害学生の受け入れ体制の整備が急務となっている。このことにより、各大学等が障害学生支援のあり方について意識的に考えるようになったことで、これまで潜在的にあった課題が顕在化してきている状況にあると考えられる。

障害学生の修学支援を考えると、その学校規模や在籍する障害学生の人数や障害種、支援体制等の状況に応じて、適当な支援内容や方法、また抱える問題が異なることに留意する必要がある。そのため、各大学等の状況に応じた支援内容や方法を検討するためには、各大学等の規模や体制整備状況等を考慮に入れ、ニーズや課題を明らかにしていくことが重要である。

本分析では、障害者差別解消法成立の翌年にあたる、平成26年度実態調査における意見・要望欄の修学支援課題の自由記述テキストを対象とした。設問「障害学生の修学支援について、課題と感じられていること、お困りになっていることがありましたら、ご

記入ください。」に対して、全 1185 校中、529 校より回答が得られた。内訳は、大学 373 校(国立 57 校、公立 30 校、私立 286 校)、短期大学 119 校(公立8校、私立 111 校)、高等専門学校 37 校(国立 34 校、公立2校、私立1校)であった。

上記回答校より得られたデータをグループ化して整理し、さらに各大学等の体制整備状況に着目して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等に有効な支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

自由記述中に頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語は1つに集約し、全部で 36 語を分析に使用する語として採用した。語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとした。

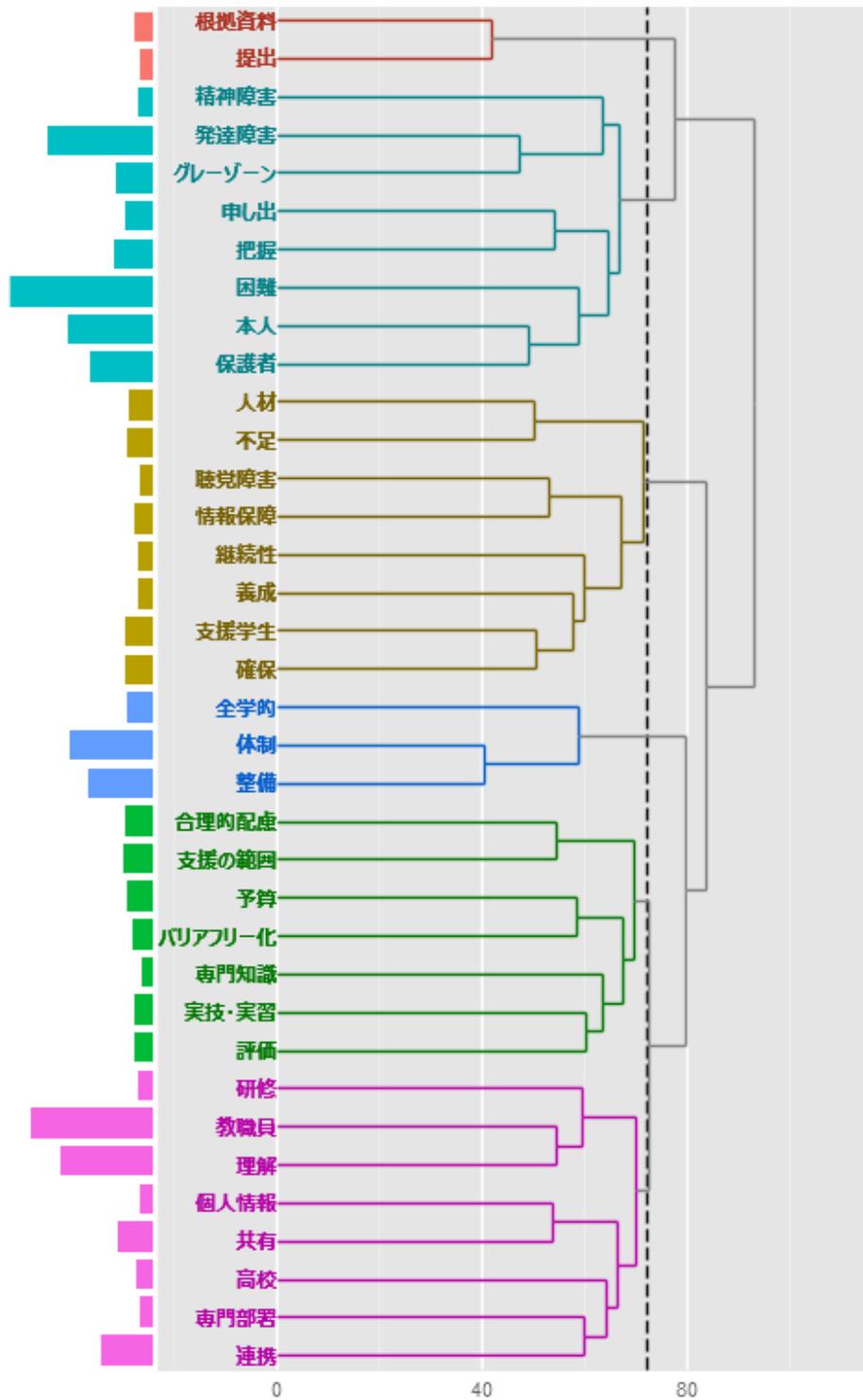
表 17 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	聴覚障害	本人	保護者
教職員	高校	専門部署	専門知識	支援学生	情報保障
個人情報	申し出	把握	合理的配慮	支援の範囲	根拠資料
提出	バリアフリー化	体制	整備	予算	継続性
全学的	評価	実技・実習	研修	確保	養成
人材	不足	理解	共有	連携	困難

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

529 校の自由記述について、出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあつたのかを分析し、以下の樹形図を作成した(図 89)。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 89 修学支援課題のグルーピング

これにより、修学支援の課題は大きく6つのグループに分類されることがわかった。さらに、それぞれのグループを構成する語を含む自由記述原文を確認したところ、グループ化された課題はさらに2～3つの内容を含んでいることがわかった。

グループ1【把握や支援提供条件としての根拠資料の提出】

〈根拠資料〉〈提出〉により構成されるグループ1は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握
- ✚ 根拠資料の提出がない学生への対応の仕方

グループ2【発達障害学生の把握と対応の困難】

〈精神障害〉〈発達障害〉〈グレーゾーン〉〈申し出〉〈把握〉〈困難〉〈本人〉〈保護者〉により構成されるグループ2は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難
- ✚ 申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方

グループ3【情報保障の人的確保と質の維持】

〈人材〉〈不足〉〈聴覚障害〉〈情報保障〉〈継続性〉〈養成〉〈支援学生〉〈確保〉により構成されるグループ3は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ ノートテイク等支援学生の確保
- ✚ 支援学生の養成と支援の継続性
- ✚ 情報保障を行なう財源の確保

グループ4【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

〈全学的〉〈体制〉〈整備〉により構成されるグループ4は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 教職員個人の裁量や部署別による支援の限界
- ✚ 障害学生の受入実績がない学校の課題

グループ5【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】

〈合理的配慮〉〈支援の範囲〉〈予算〉〈バリアフリー化〉〈専門知識〉〈実技・実習〉〈評価〉により構成されるグループ5は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ 合理的配慮の考え方
- ✚ 予算や立地形態によるバリアフリー化の困難
- ✚ 成績評価や単位認定の基準

グループ6【学内の理解・専門性・情報共有の課題】

〈研修〉〈教職員〉〈理解〉〈個人情報〉〈共有〉〈高校〉〈専門部署〉〈連携〉により構成されるグループ6は、以下の2つの内容を含んでいる。

✚ 教職員の理解向上のための研修

✚ 学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ

なお、それぞれのグループに該当する具体的な内容については、表 18 に代表的な回答をまとめた。

表 18 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【把握や支援提供条件としての根拠資料の提出】		
構成内容	〔プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握〕	<p>学生から、現病歴の申告や診断書の提出がない場合、何か事が起こらない限り把握が出来なく、対処が後手になることがある。現病歴や既往歴の申告、診断書の提出をしっかりと義務づけていきたい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害を持っていることにコンプレックスを感じ、大学や就職内定先にも何の連絡もなく、入社してからわかるケースも考えられる。個人のことなので強制的に障害の有無を確認できる書類を提出させることは難しい。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p>
	〔根拠資料の提出がない学生への対応の仕方〕	<p>診断書が提出されている学生は積極的に支援をする必要があるが、診断書が無い学生(潜在的な発達障害学生)に対して、大学としてどのように対応して行くのか。本人への指導の方法、本人との接触の仕方については非常にデリケートな部分がある為に問題となると考える。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>発達障害で、診断書の提出があり、本人・親が支援を要望しているケースは良いが、疑いがあり、本人たちに認識の無い場合の対応が特に難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>発達障害や精神障害の場合、本人との面談時に口頭で病名を伝えられる事も多く、診断書の提出には至らないケースが多い。大学側から診断書の提出を促すことも難しく、思い込みの可能性も否定できず、症状や言動から推測して対応している事もある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
グループ2 【発達障害の把握と対応の困難】		
構成内容	〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	<p>学生の障害が発達障害である場合、学生自身からの申し出がない限り、障害を把握することが難しく、どのように判断すればいいのかわからない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>デリケートな問題のため、障害学生と思われる学生に対して踏み込んだヒアリングがしにくいいため、本人からの申し出がない限り、確実な把握ができない。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>発達障害では入学時点での申し出がなく、日常生活の様子等から障害(の疑い)がある学生に気づくことが多い。このため、支援が必要となる(可能性がある)学生の把握が後手に回ってしまう。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程有)</p> <p>肢体不自由等はなんらかの申し出があるので把握しやすいが、発達障害に関しては本人や保護者からの申し出がないと把握できないため、発達障害と疑わしい学生は窓口等の対応などで「もしや」と判断する程度である。また、本人が自覚していない場合が多く、現状を把握するのが難しい。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有)</p>
	〔申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方〕	<p>発達障害が疑われる学生はいるが、本人・保護者からの申し出がなく対応に困る場合がある。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>何らかの障害が疑われる学生について、保護者からの申し出が無い場合または保護者が障害を認めていないのではないかと考えられる場合、学内での連携および支援を行うことが難しい。入学後の学年途中において何らかの障害が疑われ、支援が困難となることもあるため、入学前の段階で事前に把握できるような取り組みが必要ではないか。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)</p> <p>現在は本人からの申し出による支援が基本になっているが、取得単位が極端に少ない学生など、大学からのアプローチが必要な学生もいる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p>
グループ3 【情報保障の人的確保と質の維持】		
構成内容	〔ノートテイク等の支援学生の確保〕	<p>基礎的知識を持たない専門外の内容を的確にノートテイクすることは難しい。このため、障害学生の履修する科目によっては、ノートテイクの確保に困難が生じる場合がある。ノートテイクを必要に応じて確保していくシステムを構築することが課題である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>ノートテイクをボランティアの学生に頼っているが、自分の授業もあるため確保することが難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>ノートテイク、代筆サポーターの確保が課題。徐々に増加しているが全ての講義に配置するまでには至っていない。(私立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p>
	〔支援学生の養成と支援の継続性〕	<p>障害学生の在籍が途切れてしまうと支援体制が崩れてしまう。持続可能な支援体制の構築が課題。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>年間2回の養成講座を開講し、ノートテイクの養成に努めているが今後も更なる数的・質的な人員の確保が課題。(私立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p> <p>ノートテイクは全学的な組織として活動していますが、常に学生ボランティアの不足やテイクのスキルアップといった課題を抱えています。加えて、現在在学している聴覚障害学生は4回生1名で、このまま利用者の減少をみた場合、組織の継続に問題が生じる懸念があります。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
	〔情報保障を行なう財源の確保〕	<p>個々の学生に適当な支援は異なるが、対象学生が少数のため優先順位が低く、より効果的な支援のための修学支援機器やノートテイクを配置する財源確保が難しい事。(公立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>費用的な問題もあり、ノートテイクの人員不足もあり、十分な支援(ノートテイクなど)ができていない。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>学生のボランティア支援(ノートテイクなど)を有償にしたいが予算の問題があり、なかなかできない。また、支援をさせるほどの技術向上が難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

表 18 (つづき) 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ4 【全学的な支援体制整備の必要性と課題】		
構成内容	[教職員個人の裁量や部署別による支援の限界]	<p>本来は全学的体制の整備が必要であるが、現在のところ、各キャンパス・各部署における支援体制がそれぞれ異なるため、統一した体制への整備が容易ではないこと。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>“発達障害では”と疑われる学生については各学部の担当教員が対応している。しかし、それは各学部での対応や教員での対応にとどまっており、全学的な修学支援体制づくりはこれからの課題である。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害者に対する支援は、必要に応じて実施していますが、専門的・組織的な運営母体は無く、所属学科や各部署の好意や努力に頼っているのが現状です。そのため、支援の度合いや内容にも差異が生じ、被支援者にも不満がつのる結果となっていると思われます。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>今後、更に障害学生が増加する事が予想され、現場(学部)における個別対応にも限界を感じる。大学全体として組織的に支援する体制づくりが望まれる。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
	[障害学生の受入実績がない学校の課題]	<p>本学では、今まで授業保障が必要となるような障害学生を受入れた実績が無い。在籍を想定した全学的な体制整備の必要性は認識するものの、圧倒的少数と考えられる障害学生への授業保障等に対する心理的バリアが制度整備上の阻害要因として考えられる。また、継続的に障害学生の入学が見込まれないような大学が単独で、支援制度をコーディネートしていきける専門教職員の配置、支援人材の量的確保と育成等を含め、現実的にサポート体制を継続・維持していきけるのかという点も疑問。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>本学においては、過去に障害者から入学に関する問い合わせがなく、また出願もない状況。よって障害者を受け入れた実績がないため、障害者に対する全学的な就学支援体制はまだ整備されていないが今後、障害のある方から入学の問い合わせがあった際には、学内において部会等を設置し、受入の可否や修学支援等について検討する予定です。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>本学は医療や福祉の世界で資格者として従事することを目的に入学しています。そのため、身体障害を持った学生の受け入れ経験が無く、支援体制が全く整備されていません。増加傾向にある発達障害やメンタルに問題をかかえる学生は主に健康支援センター、学生相談室が支援していますが、授業に関しては担当科目の教員が個々に対応している状況です。大学全体で支援をする体制づくりが必要となっています。(短期大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>
グループ5 【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】		
構成内容	[合理的配慮の考え方]	<p>限られた人的・物的資源の中で、どの程度の修学支援を行えば合理的な配慮を行ったと言えるのかの判断が困難であること。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>受入大学として、合理的配慮を求められることになるが、どこまでが合理的配慮なのか、学生の障害の程度によって様々だと思われる。精神障害の学生への合理的配慮においての線引きが難しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p> <p>合理的配慮として、何をどこまで行う必要があるかについて、整理が不十分であること(例えば、難病により体調不良の学生に対する通院欠席への配慮は合理的といえるのか等)。友人がいない学生や集団の中に入ることが苦手な学生について、それが原因で講義に出られないという場合に支援の限界を感じることもある。修学意欲が低下している学生について、教員・保護者から支援依頼がある場合、支援をしようにも効果が現れず、かといって断ることもなかなか難しい状況にあること。(公立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)</p>
	[予算や立地形態によるバリアフリー化の困難]	<p>エレベーター、自動ドア、センサーライトの設置など学内のバリアフリー化にかかる費用。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程無)</p> <p>教職員の確保、施設の改修に必要な費用。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無)</p> <p>都市型キャンパスとは違い、低層建物でエレベーターなしの講義棟が多いため、バリアフリー化することが難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)</p> <p>本大学は丘陵地にあるため、バリアフリーに向けた改修を進めているが、どこまでを合理的配慮として行うのが難しいところがある。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p>
	[成績評価や単位認定の基準]	<p>工学部・工学研究科では、実験・実習科目が多くあるため、障害の程度によっては単位認定基準との兼ね合いが問題になる可能性がある。本人の同意がない場合、学内であっても個人情報という縛りにより情報の共有化が難しく、支援が困難な場合がある。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>特に学生が授業に出ることができないような場合(パニック障害など)の対応は、授業担当教員やその授業のねらいによって対応できる範囲が異なってくるため(グループワークをねらいにしている授業や実習の要素の強い授業では、授業に出席できない学生の単位取得がきわめて困難)、欠席を前提にどの程度対応できるのか、困っている。(国立大学・窓口有・専門委員・専門部署・規程有)</p> <p>学力認定について(ダブルスタンダードは設けないにしても、特に実験・実習など、実技教科をどうするか)。(高等専門学校・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)</p> <p>単位修得等にかかる当該学生本人への要求はどの程度まで許されるか。当該学生への特別な配慮・合理的支援が単位修得・成績評価に及んだ場合の他の学生の評価との関係。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

表 18 (つづき) 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ6 【学内の理解・専門性・情報共有の課題】	
構成内容	<p>〔教職員の理解向上のための研修〕</p> <p>障害に関する正しい知識と理解及び対応を目的とした教職員対象の学内研修や資料(対応マニュアル等)が不十分である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害学生の専門家や専門機関による研修を受け、教職員が障害学生に対しての理解を深め、各該当学生に適した対応策を共有し、継続する事が必要と考えます。教員に、支援の必要性やあり方について意識を高めてもらうことが課題だと感じている。そのために教員研修や教職員向けハンドブック配布など試みているが、まだまだ難しい。(私立大学・窓口無・委員会・他の部署・規程無)</p> <p>障害学生の援助を受ける患者の利益・安全と学生の学習する権利の相反をどう判断するか。看護技術について、学内演習では個別対応が可能だが、病院実習では個別フォローが難しい。専任の学習支援者が必要かどうかの見極め・教員自身が聴覚障害者への教育的ノウハウがないため、専門家を招いて教育研修を行う必要がある。(私立大学・窓口無・他の委員会・部署無・規程無)</p>
	<p>〔学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ〕</p> <p>本人の同意がない場合、学内であっても個人情報という縛りにより情報の共有化が難しく、支援が困難な場合がある。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p> <p>修学支援専門の部署がなく、個々に対応となるため、教職員との連携に限界があり、学生、保護者がたらい回しになる可能性がある。入学前、入学後の受け入れ・学部学科、教学局、事務局等各部署の連携体制の構築、必要に応じて教職員への研修・介護員等の依頼などのシステム作りが必要である。(国立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>本人の適正の問題があるため、高等学校等の関係機関との連携体制の構築。このため、現在は、個人情報や守秘義務の問題もあり、情報共有の仕組みがない等、部署間の連携が難しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)</p> <p>入学時に、障害学生としての自己申告や出身校からの情報提供が無いと、対応に不備が生じ、教育現場と学生の両者に不利益が生じることとなるので、早期の段階での情報提供が必要と考えます。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)</p> <p>昨今は、事前に障害の内容を申請することなく、入学後に修学上の問題が起こってから、大学への支援を要求されるケースも少なくありません。高等教育機関への進学者増加に伴い、発達障害の学生も多く入学してくるようになりました。せっかく入学したにもかかわらず、それらの学生は休学する可能性が高く、ひいては退学につながることもなります。受け入れ大学の組織的な取組みはもとより、出身高校からの情報提供が、大学入学後の情報共有化や支援の取組みを促進させることもあると思われます。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)</p>

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握したが、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているかまでは明らかにできていない。そこで、障害学生支援の対応窓口、対応委員会、対応部署の設置状況と、規程の策定状況を分析の切り口に設定し、体制整備状況から課題を探ることとした。体制整備状況を見る視点は次の通りである。

- 🚩 「相談窓口あり」「相談窓口なし」
- 🚩 「専門委員会あり」「他の委員会が対応」「対応委員会なし」
- 🚩 「専門部署あり」「他の部署が対応」「対応部署なし」
- 🚩 「規程あり」「規程なし」

上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 90)。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。なお、図中の語を囲む枠線は、体制整備状況の違いによる特徴的な語として、筆者が付した。

この結果、体制整備状況の違いにより、大きく次の3つの体制ごとに特徴的な課題があることがわかった。

- 🚩 専門委員会や専門部署が設置されている大学等
- 🚩 他の委員会や他の部署が対応している大学等
- 🚩 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向が示された。また、近くに布置された語から、「合理的配慮の考え方」や「支援学生の確保や養成システムの構築・改善」が中心的な課題であることが見て取れる。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

他の委員会や他の部署が対応している大学等は、「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向が示された。また、近くに布置された語から、「申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方」や「支援に必要な人材の不足」が中心的な課題であることが見て取れる。

③ 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等は、近くに布置された語から、「全学的な支援体制構築と専門部署の必要性」や「バリアフリー化の必要性と困難さ」や「教職員の理解向上のための研修の必要性」が中心的な課題であることが見て取れる。

また、上記3つの体制における具体的な課題内容については、表 19 に代表的な回答をまとめた。

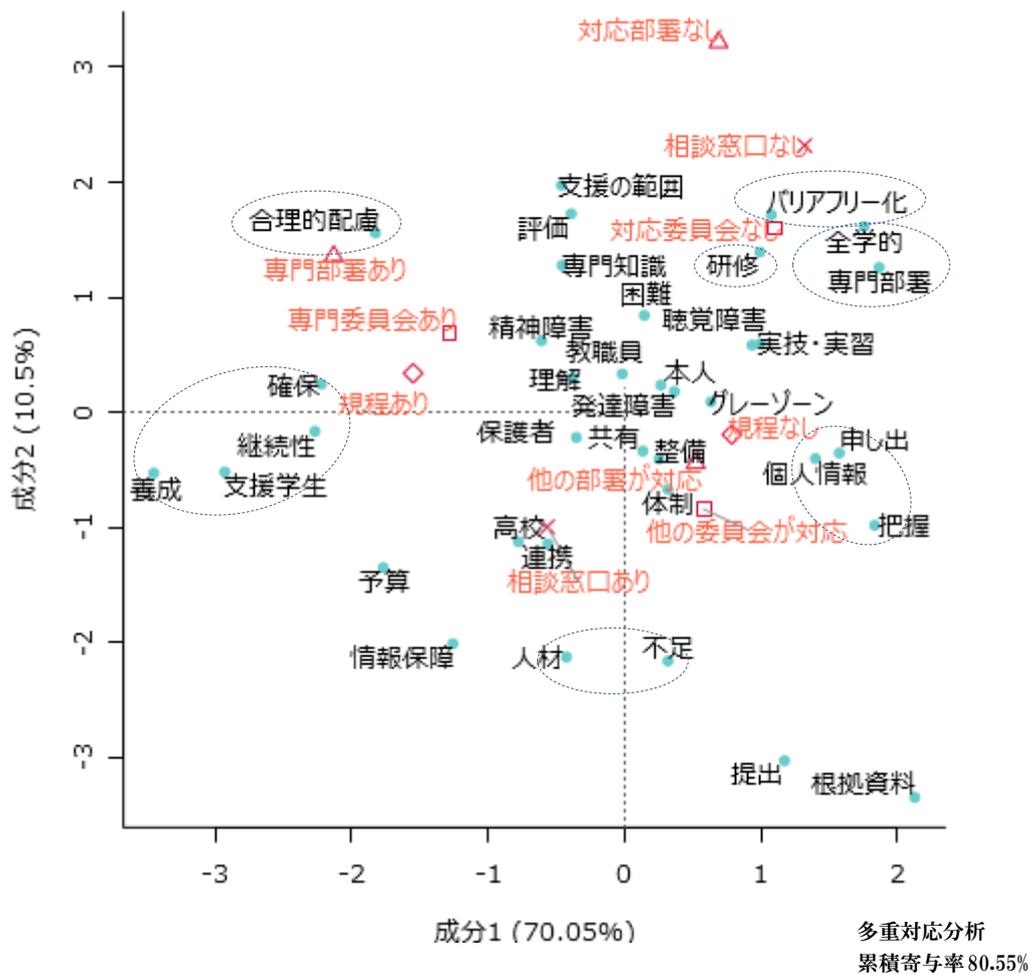


図 90 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係

<補足：分析の説明>

対応分析では、多くの変数が提供していた豊富な情報をできるだけ損なわずに少数の変数に縮約することで、対象の把握や解釈を容易にするものである。元の変数を縮約して得られた新たな変数を成分と言う。第1成分というのは説明力が最大、つまり、情報量が最大の成分のことで、第2成分はその次に説明力の高い成分である。元の変数は、第1成分と第2成分それぞれの原点からの距離（成分得点）の組み合わせによって布置される。

表 19 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔合理的配慮の考え方〕	<p>合理的配慮の実施（配慮内容の決定、異議申し立てがあった場合の窓口等）をどのように行うのか。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p> <p>全学障害学生支援室が設置されましたが、障害者認定を受けた学生対応の事例がありません。支援室との連携、教員の特別措置等、合理的配慮に係る具体的シミュレーションができていない現状である。「合理的配慮」としてどこまで配慮すればいいのか、具体例があまりないため困っている。実験、実習への適応に関する問題が多い。どこまで支援したらよいか不明確である。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p> <p>学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。（私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p>
	〔支援学生の確保や養成システムの構築・改善〕	<p>基礎的知識を持たない専門外の内容を的確にノートイクすることは難しい。このため、障害学生の履修する科目によっては、ノートイカーの確保に困難が生じる場合がある。ノートイカーを必要に応じて確保していくシステムを構築することが課題である。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p> <p>ボランティア学生の人的確保、モチベーション維持。専門分野に特化したボランティア学生の人的確保。ボランティア学生に期待する技術力と支援時のモラルの定着。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p> <p>現在、障害学生が増加しているため、ピア・チューターは一定以上いるものの、支援に入れる時間が限られ、人員不足となっている。したがって、ピア・チューターの増員及び配置をどのようにしていくかが課題である。ピア・チューターの養成体制の改善や外部人材の活用を含めて検討していく必要があると考える。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p> <p>障害学生が所属する部局内でノートイク学生の数を十分に確保することが困難である。ピアサポーターを広く養成するため、障害学生支援に関係する講義を開講し、ピアサポートへの関心を高めることが不可欠と思うが、障害学生支援担当部署の専任教員の負担が大きく、開講に至っていない。（国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有）</p>
他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方〕	<p>学生から、現病歴の申告や診断書の提出がない場合、何か事が起こらない限り把握が出来なく、対処が後手になることがある。現病歴や既往歴の申告、診断書の提出をしっかりと義務づけていきたい。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p> <p>肢体不自由等はなんらかの申し出があるので把握しやすいが、発達障害に関しては本人や保護者からの申し出がないと把握できないため、発達障害と疑わしい学生は窓口等の対応などで「もしや」と判断する程度である。また、本人が自覚していない場合が多く、現状を把握するのが難しい。（私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有）</p> <p>障害者本人から届出、申し出がない場合、実態が把握できていない。又、各事務課、学科でプライバシー等の問題もあり、共有していない。今後は、本人の同意を得てどの程度の情報を共有するかも検討し、把握し、支援していきたい。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p> <p>個人情報の保護と周囲の学生への発達障害学生への理解（情報共有）において相反しており、対応が困難。（高等専門学校・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p>
	〔支援に必要な人材の不足〕	<p>発達障害等の場合は、発見が困難であり、発見された場合でも対応・支援する人員が不足している。（国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p> <p>語学系科目などのコミュニケーションを必要とする授業へ出席できない場合に個別授業を実施しているが、人員が不足している。（公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有）</p> <p>全ての学生が平等に教育を受けるために、環境の整備や教材の提供、情報伝達方法等の工夫が必要であるが、個々の種別に対応すべき十分な資源（人・予算等）が不足している。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p> <p>専門部署がなく、健康管理室・非常勤の臨床心理士・学務部（教務課・学生課）で支援しており、マンパワー不足。（私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無）</p>
相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔全学的な支援体制構築と専門部署の必要性〕	<p>教員一人一人は、学生支援を行っているが、障害学生の修学支援に関する専門部署がないため、大学全体としての方針や、情報共有のシステムがない。（私立大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無）</p> <p>学内の組織的な支援体制が整っておらず、各部署がそれぞれの業務の範囲内で対応しているため部署間での連携も断片的で、一人の学生の全体的な状況を把握しているコーディネーター的役割の支援者が不在である。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p> <p>現在は各部署で連携して学生を把握し、各部署のスタッフと学生で定期的に面談をしながら支援を行っているが、支援学生が増加した場合には専門部署が必要になると思う。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p> <p>発達障害のある学生への支援が大きな課題である。目に見える障害とともに目に見えない障害に対しては、教職員が研修等を通じて理解を深め、組織（大学）全体として取り組むべきである。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p>
	〔バリアフリー化の必要性和困難さ〕	<p>本大学は丘陵地にあるため、バリアフリーに向けた改修を進めているが、どこまでを合理的配慮として行うのが難しいところがある。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p> <p>施設のバリアフリー化の遅れによる車椅子学生の対応が課題である。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p> <p>エレベーター等の設備の問題で障害者支援が困難である事。（短期大学・窓口無・委員会無・部署無・規程無）</p>
	〔教職員の理解向上のための研修の必要性〕	<p>障害学生の専門家や専門機関による研修を受け、教職員が障害学生に対しての理解を深め、各該当学生に適した対応策を共有し、継続する事が必要と考えます。教員に、支援の必要性やあり方について意識を高めてもらうことが課題だと感じている。そのために教員研修や教職員向けハンドブック配布など試みているが、まだまだ難しい。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p> <p>現在2名の方が在籍しています。今年度のFD・SD研修で専門家の方を招いての学習会を計画しています。（私立大学・窓口有・他の委員会・部署無・規程無）</p> <p>入学者受け入れ（入試）に関する研修会などあれば参加したい。（私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無）</p>

(3) 考察

障害学生に対する修学支援の課題に関して、1)自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、2)体制整備状況に応じた課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、今後の支援のあり方について検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

グループ1 把握や支援提供条件としての根拠資料の提出

このグループでは、[プライバシーに配慮した根拠資料提出による把握]と[根拠資料の提出がない学生への対応の仕方]が課題であることが示された。何かしらの問題発生を契機に障害学生の把握に至ることがあるため、事前に診断書や手帳等の根拠資料の提出を通して把握する必要性を感じてはいるが、障害学生の中には自分の障害を知られたくない人もおり、学生のプライバシーとの兼ね合いによる把握の困難があると理解することができる。また、発達障害の疑いがあり、配慮が必要と考えられる学生に対して、診断書の取得と提出を促すのは非常にデリケートな問題であり、また、本人に困り感がない場合は支援につなげるまでのアプローチが大きな課題である。

グループ2 発達障害学生の把握と対応の困難

このグループでは、[本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難]と[申し出はないが配慮が必要な学生への対応の仕方]が課題であることが示された。発達障害の場合、本人や保護者が障害を申告することに抵抗があったり、入学後の履修登録やレポート課題等の困難や、対人関係面のトラブルにより障害に気づいたりすることもあるため、入学時には障害の申し出に至らない潜在的な発達障害学生が存在する。自己の困難な状況を認識し、自ら支援の必要性を申し出ることができる学生はいいが、本人に障害の自覚はなく、周囲が困っているケースについては対応が難しいようである。状況によっては、本人からの申し出がなくても、配慮せざるを得ない事態も生じている。第1グループにおいても課題として挙げたように、発達障害学生においては、自己の障害認識をはじめ、支援につなげるまでのアプローチを検討することが重要である。

グループ3 情報保障の人的確保と質の維持

このグループでは、[ノートテイク等の支援学生の確保]と[支援学生の養成と支援の継続性]と[情報保障を行なう財源の確保]が課題であることが示された。聴覚障害学生の情報保障は、学生によるサポーターによって成り立っている大学等が多く、そのため、聴覚障害学生の在籍数が多い大学等では支援学生の確保が困難なところもある。学年が上がると専門科目の授業が増え、その分野の専門知識を有していないとノートテイクが困難な授業も出てくるため、その分野に精通している支援学生が必要となる。しかし、

そうなると支援学生の確保はさらに難しくなり、リクルート方法に工夫が必要となるであろう。

聴覚障害学生が多く在籍する大学等では、支援学生の確保が課題となる傾向にあるが、聴覚障害学生の在籍数が少なかったり、断続的な在籍だったりすると、支援体制を維持すること自体が難しくなり、スキルアップのための継続的な養成システムも成立しにくいといった問題がある。さらに、予算的な問題から、ノートテイクの十分な配置が難しかったり、支援学生への対価が払えないため無償でノートテイクにあたってもらったりしている大学等もある。障害学生の支援を担当する部署は、財務担当部署と連携し、支援に充てる財源を確保することが重要である。また、障害学生の受け入れや体制整備の取組に対する補助金制度(詳しくは日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」P.21 参照)を有効活用することで、解決可能な課題もあると考えられる。

グループ4 全学的な支援体制整備の必要性と課題

このグループでは、「教職員個人の裁量や部署別による支援の限界」と「障害学生の受入実績がない学校の課題」が課題であることが示された。全学的な支援体制が整備されていない大学等では、教職員の個人裁量で配慮が必要と思われる学生に支援をしていたり、部署ごとに支援内容が異なるといった不具合が生じたりしている。授業による支援内容の差異は、支援を受ける学生にとっては不利益となることもあり、抗議につながる可能性も考えられる。また、全学的なルールがないがゆえに、教職員が一人で悩みを抱えてしまうなど、個人に負担が集中してしまう可能性も否めない。規模の大きな大学等では、学部間・キャンパス間で共通の認識や基準をもって支援内容を決定・評価できる仕組みが、より重要になってくるであろう。

また、支援が必要な障害学生を受け入れた実績のない大学等では、現実的な必要性に迫られていないこともあり、体制整備にかかる物理的・人的な予算を捻出することが困難なため、なかなか体制整備に着手できないところもある。これらの大学等についても、障害学生の入学があった際に備え、大学としての方針や具体的な対応方法について、取り決めていくことが重要である。

グループ5 支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準

このグループでは、「合理的配慮の考え方」と「予算や立地形態によるバリアフリー化の困難」と「成績評価や単位認定の基準」が課題であることが示された。障害者差別解消法の施行を控え、「合理的配慮」がキーワードとして課題に挙がってきた。合理的配慮の内容を決定する手続きや、配慮内容の妥当性の判断基準や、異議申し立てがあった場合の対応など、十分に理解し整備することが難しいとの意見が多く見受けられた。この合理的配慮に大きく関わってくるのが、成績評価や単位認定の基準である。理工学系の実験や実習、医療系の職場実習、教員養成課程の教育実習などにおいて、実技面やコミュニケーション面の困難さを持つ障害学生に対して、どのような配慮をどの程度行な

えばよいのかといった基準が不明確で、障害の特性をどの程度考慮に入れて成績評価や単位認定をしたらよいのか難しいといった課題が挙げられた。実験や実習がその学部や研究科のカリキュラムの中核的なものの場合、卒業要件に関わってくることは自明である。学部や研究科が求める知識や技能の習得が認められないことによる卒業困難を防ぐために、各大学等は受験者が入学を選択する時点で、その専門分野の修得に適正があるのか判断できる材料を示していくということも、今後は必要になってくると考えられる。

また、予算面で大きな割合を占めるのが、バリアフリー化といった環境整備にかかるものである。広域キャンパスや複数キャンパスの大学等では、全面的にバリアフリー化するのに費用だけでなく時間もかかる。また、歴史の深い大学等では建物が古いといった構造上の問題があったり、大学等が建つ場所が丘陵地や斜面といった立地上の問題があったりする場合、それがバリアフリー化を阻む要因となってしまう。

グループ6 学内の理解・専門性・情報共有の課題

このグループでは、[教職員の理解向上のための研修]と[学内部署間や学外機関との情報共有・連携の難しさ]が課題であることが示された。障害学生への授業支援に直接関わるのは教員であることから、教員の障害理解は修学支援において重要な部分である。特に、昨今増加傾向にある発達障害への理解啓発は中心的課題となっている。また、修学支援の効率的な実施のために、部署間での情報共有や高校からの情報提供の必要性が挙げられている。大学内での個人情報の取り扱いのルールが定まっていない場合、部署間での連携が難しく、必要な支援が受けられないといった事態が懸念されることから、どの立場にある人がどの情報まで把握することができるのかといったような情報共有の仕組みを構築していく必要がある。

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、[合理的配慮の考え方]や[支援学生の確保や養成システムの構築・改善]が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、支援体制が整備されていると捉えることができ、支援体制や支援方法がある程度成熟した段階での課題と捉えることができる。専門委員会や専門部署があることから、障害者差別解消法成立後の早い段階において、合理的配慮について意識された懸念が挙げられた。また、環境整備等のハード面よりも、支援の水準(質)といったソフト面が課題に挙がる傾向にあり、専門性の高い授業のノートテイクの確保や、支援学生のスキルアップのための効果的な養成システムのあり方が課題として挙がる傾向にあった。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

他の委員会や他の部署が対応している大学等は、「申し出に頼る把握方法と個人情報の扱い方」や「支援に必要な人材の不足」が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、専門委員会や専門部署を持たないが、障害学生の修学支援を担当したり、検討したりする機能は有している大学等と言える。相談窓口が設置されているものの、学生本人からの申し出に頼っているため、体系的な把握システムは持っておらず、また、学内規程が未整備なことから、情報共有のルールや方法がないといった課題がある。また、専門部署を持たないため、教務課や学生課、学生相談室、保健管理センターなど教職員が障害学生支援の担当を兼任しているケースが多く、マンパワー不足が課題となっている。そのため、今後、障害学生数が増えた場合には、対応が難しくなることが懸念される。

③ 対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等

対応する窓口や検討する委員会が未整備な大学等は、「全学的な支援体制構築と専門部署の必要性」や「バリアフリー化の必要性と困難さ」や「教職員の理解向上のための研修の必要性」が中心的な課題であることが示された。ここに属する大学等は、障害学生を受け入れた経験がなかったり、在籍障害学生が少なかったり、断続的な在籍だったりするため、組織的な支援体制の構築が進みにくい大学等と考えることができる。バリアフリー化が課題として挙がる傾向にあることから、ハード面の整備を中心とした予測型支援により、障害学生を受け入れる体制を整えている段階と言える。また、障害学生支援について検討する委員会や部署を持たず、教職員の個人裁量により支援がなされている状況にあることから、学内調整を専門的に行なう担当者や専門部署の配置・設置により、組織的な共通ルールに基づいた支援方法に転換していく必要があるだろう。

3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成 26 年度実態調査によると、障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援として、実施校数の多いものから順に、「個別相談対応・カウンセリング(166校)」、「外部機関との連携、支援情報提供(120校)」、「障害者向け求人情報の提供(100校)」、「エントリーシート作成、SST、模擬面接等(48校)」、「ガイダンスの実施(25校)」、「企業との連携(18校)」、「就職支援セミナー等の実施(18校)」、「インターンシップの実施(14校)」が実施されていた。障害学生が在籍する大学等は 833 校(平成 26 年度)であることから、実施校数の多い「個別相談対応・カウンセリング(166校)」でも実施率は 20.0%、「インターンシップの実施(14校)」にいたっては実施率が僅か 1.7%であり、障害学生に対する就職支援の実施率は極めて低い状態にあると言える。

本分析では、平成 26 年度実態調査における意見・要望欄の進路・就労・キャリア教育支援課題の自由記述テキストを対象とした。設問「障害学生の進路・就労・キャリア教育支援について、課題と感じられていることがありましたら、ご記入ください。」に対して、全 1185 校中、425 校より回答が得られた。内訳は、大学 300 校(国立 49 校、公立 20 校、私立 231 校)、短期大学 97 校(公立 7 校、私立 90 校)、高等専門学校 28 校(国立 26 校、公立 2 校)であった。

上記回答校より得られたデータをグループ化して整理し、さらに学校種や学校規模に着目して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等の就職支援の実情を把握するとともに、今後のよりよい支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

自由記述中に頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語は 1 つに集約し、全部で 30 語を分析に使用する語として採用した。語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとした。

表 20 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	保健室・相談室	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	資格実習	対人支援職	対人関係	進路変更	社会

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

425校の自由記述について、出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあったのかを分析し、以下の樹形図を作成した(図 91)。その結果、4つのグループに分類された。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。

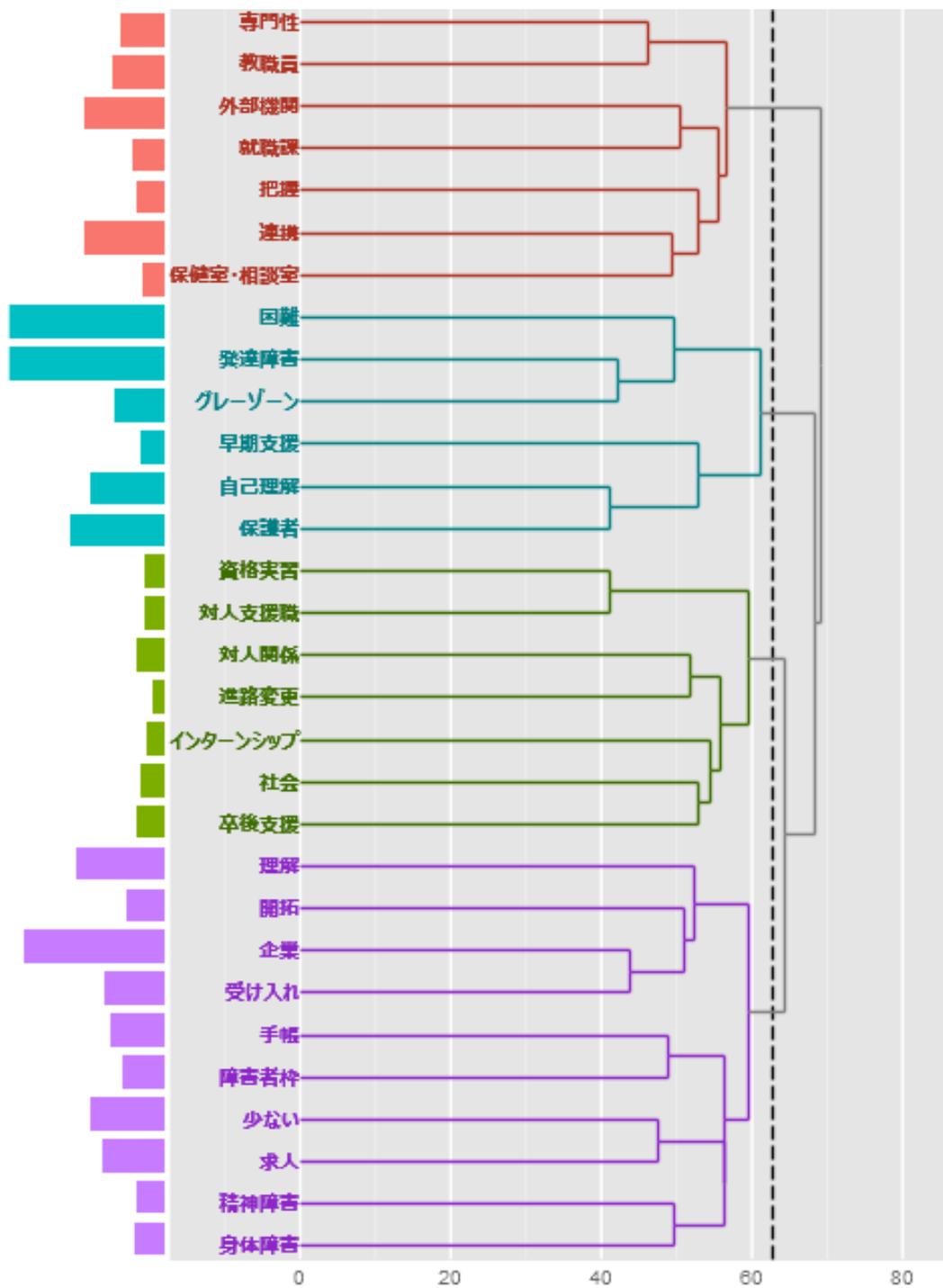


図 91 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

これにより、進路・就労・キャリア教育支援の課題は、大きく4つのグループに分類されることがわかった。さらに、それぞれのグループを構成する語を含む自由記述原文を確認したところ、グループ化された課題はさらに2～3つの内容を含んでいることがわかった。

グループ1 学外連携による専門的支援と部署間連携

〈専門性〉〈教職員〉〈外部機関〉〈就職課〉〈把握〉〈連携〉〈保健室・相談室〉により構成されるグループ1は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携
- ✚ 保健室・相談室との連携による把握や支援

グループ2 発達障害学生の障害認知と早期支援

〈困難〉〈発達障害〉〈グレーゾーン〉〈早期支援〉〈自己理解〉〈保護者〉により構成されるグループ2は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 本人・保護者の障害理解の困難
- ✚ 障害理解のための早期支援

グループ3 学外実習の困難や卒後に及ぶ移行支援

〈資格実習〉〈対人支援職〉〈対人関係〉〈進路変更〉〈インターンシップ〉〈社会〉〈卒後支援〉により構成されるグループ3は、以下の2つの内容を含んでいる。

- ✚ 対人スキルを要する資格実習の困難
- ✚ 社会移行を支えるインターンシップや卒後支援

グループ4 発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難

〈理解〉〈開拓〉〈企業〉〈受け入れ〉〈手帳〉〈障害者枠〉〈少ない〉〈求人〉〈精神障害〉〈身体障害〉により構成されるグループ4は、以下の3つの内容を含んでいる。

- ✚ 企業の理解や受入先の開拓
- ✚ 手帳取得や障害者枠利用の躊躇
- ✚ 発達障害や精神障害向けの求人の少なさ

なお、それぞれのグループに該当する具体的な内容については、表 21 に代表的な回答をまとめた。

表 21 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【学外連携による専門的支援と部署間連携】		
構成内容	〔教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>障害の状況が多様化し、卒業後に必ずしも就労に結びつくとは限らないケースが出てきました。個々の障害の状況、適性に応じた進路や生き方を提案するなど、学内外の専門機関との連携の必要性も感じます。そのためにも、学生の状況を把握し、キャリア教育に関する知識、情報を得て、専門性を高めることが教職員に求められると思います。(私立大学・大規模)</p> <p>大学の就職支援担当者では、障害学生の就労について専門的な知識が不足していることもあり、外部機関(障害者就労支援機関)との連携についても今後必要性が高まっていくと感じております。(私立大学・小規模)</p> <p>身体障害学生の支援に関しては充足していると考えられるが、発達障害学生に関しては、各学科による個別的な支援はなされていないが、専門的な視点からの学内的な取り組みには着手できていない。(短期大学)</p> <p>障害学生のインターンシップや就労支援に関しては、昨年よりハローワークとの連携を始めたところだが個別支援までは至っていない。専属の支援コーディネーターや専門的に支援するポジションの確立が望まれる。(高等専門学校)</p>
	〔保健室・相談室との連携による把握や支援〕	<p>保健管理センター等で把握している障害学生情報について、個人情報の問題に配慮しながら、いかに就職担当と情報共有していくかが課題である。(国立大学・中規模)</p> <p>現状では、障害者手帳の有無に関わらず、障害の状況に応じて、保健管理室及び学生相談室と連携し、対象者の把握、求人情報の提供、ノートテイクの配置等を行っている。(私立大学・大規模)</p> <p>学内での情報共有や、カウンセリングセンターや学外の専門機関へのリファラーの仕方やタイミングが難しい。(私立大学・大規模)</p> <p>現在は、キャリア支援部署や学生相談室などそれぞれが実施して、情報共有もなかなかできていない状況である。(私立大学・中規模)</p>
グループ2 【発達障害学生の障害認知と早期支援】		
構成内容	〔本人・保護者の障害理解の困難〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>障害学生が進路や就労に関して取り組むためには、本人の障害受容・障害理解が必要であり、それをどのように支援していくか。親の障害受容が本人の希望する進路、就労に大きく影響する。(国立大学・大規模)</p> <p>確定診断がつき障害手帳を在籍中に取得することで、手帳による就労をする学生が少しずつ出てきたが、本人の自己理解と納得、家族の障害理解といったハードルがとても高い場合がある。(私立大学・大規模)</p> <p>学生本人は発達障害を有することを前提に就労支援を必要としているが、両親の理解を得られず就職が難しくなることがある。また逆に、学生本人が障害等を認識しておらず、支援を求めない場合がある。(私立大学・小規模)</p>
	〔障害理解のための早期支援〕	<p>実際には発達障害の診断がある学生や疑いのある学生の就職は厳しく、何十社と不合格を出され、二次被害(うつなど)を引き起こしてしまうこともあるので、自分の特徴を理解することを促すことがまず必要である。早期に気づき、得手不得手を本人および父母、スタッフがお互いに理解、受容することで、支援の幅が広がっていくと思われる。(私立大学・大規模)</p> <p>発達障害の場合、本人に自覚がない場合や、自覚があっても保護者の理解がない場合、進路に関する本人・保護者の意見・希望と大学側の所見との間に乖離があることがある。発達障害に早期に気づき、保健管理センター医師や指導教員及び保護者と連携し、早い学年から相談に応じるなど支援体制を築いていく必要がある。(国立大学・中規模)</p> <p>本学では、対象学生の強みを共有しフィードバックしつつ、希望している進路がふさわしいかどうか、よく話し合いをもつこととしているが、モニタリングの力が乏しい場合には、それらの協議も進行が難しい。診断を受けるということについても、女子の場合、特に保護者の抵抗も強いように感じる。保護者も含め、対象学生本人の自己理解を促すためのサポートが必要であると感じる。(短期大学)</p>
グループ3 【学外実習の困難や卒業に及ぶ移行支援】		
構成内容	〔対人スキルを要する資格実習の困難〕	<p>代表的な自由記述原文</p> <p>発達障害の疑いがある学生の就労支援がとても困難。看護師というライセンスを取得するコースであるため、学生の障害が本職種の特殊性に鑑みて困難となる(コミュニケーション、看護技術、患者の理解等の欠如)。高機能自閉症(アスペルガー)学生の就職について、免許取得が必要な看護学専攻等では、テストに合格しても対人間関係等で困難。(国立大学・大規模)</p> <p>医療や福祉の現場で資格者として働くことは、障害を持った学生にとっても周囲にとっても大きな負担があります。そのため、学科の教員が学外実習の様子を見て、適応可能な分野への進路を勧めることもあります。(短期大学)</p> <p>幼稚園免許状・保育士資格の取得を目標に入学してくるが、それらは基本的に対人関係能力が必要とされる免許・資格であり、発達障害の疑いのある学生は、実習でつまづき、進路変更せざるをえない状況がある。(短期大学)</p> <p>実習が困難だと判断した場合の保護者対応(保護者の理解)、又実習不合格等による資格取得困難、資格取得できたとしても、本当にその職が適しているかなど、日々課題を感じることはばかりである。(短期大学)</p>
	〔社会移行を支えるインターンシップや卒業後支援〕	<p>就職を保留にして卒業した学生が、卒業後に就職についての相談に訪れた。一般雇用にするか、障害者雇用にするか、ジョブトレーニングを受けるか、など卒業時には十分な検討をしていなかったため、障害学生支援担当部署と就職支援課が連携して、外部の支援機関を何箇所か同行する支援をした。在籍中に、外部の支援機関につなげる動きをしておくべきだったと思っている。(国立大学・大規模)</p> <p>自己理解があっても卒業後すぐに就労することが難しい場合もあるので、卒業後の中間点(自助グループ、就労支援グループ、対人関係訓練グループ)などの充実が必要だと思う。(私立大学・大規模)</p> <p>身体障害学生については、就労までの道筋がある程度ついてはいるが、精神障害、特に発達障害学生については、難しい状況が続いている。卒業後の受け皿がない状況で、修学支援することは、学生にとっても希望が見えない。社会への働きかけに力を入れる必要があると思われる。(私立大学・大規模)</p> <p>大学生の発達障害のインターンシップを提供してくれる支援センターも増えてきましたが、障害受容含めてそこまでにつなげることも難しいのが現状です。アルバイトを含め体験が少なく、人と話をすることの苦しさもあり、いかに人と係わる経験を増やし、社会と関わることを考える機会を設けるかが課題と感じています。(私立大学・中規模)</p> <p>インターンシップのような機会があれば具体的な体験ができるので支援に結び付けることもできるがその機会がないこと。企業側や就労支援機関がもっとフレキシブルに動いてほしい。(私立大学・中規模)</p>

表 21 (つづき) 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ4 【発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難】		
構成内容	[企業の理解や受入先の開拓]	発達障害の学生を受け入れる企業が少なく及び企業とのマッチングの難しさ。早い段階での進路変更。就職する企業の方の障害学生に対する理解・知識が不足している。(国立大学・中規模)
		就職後の職場での支援体制があるのか。(経験上ですが、企業では発達障害に対する理解が乏しく、他の新入社員はできるのに、君はできないのか。なぜ早くできないのか。など障害に対する理解不足により離職につながるケースが多いこと。)(公立大学・小規模)
		教職員、保護者、本人の発達障害についての理解が充分とは言えず、十分な支援が行えていません。また、受け入れ側である企業の理解はさらに不十分で、せっかく能力があってやる気があっても受け入れてもらえないのが現状です。(私立大学・小規模)
		発達障害を抱え、手帳や診断のない学生の場合、就職活動が困難であり、企業開拓が難しい。(短期大学)
	[手帳取得や障害者枠利用の躊躇]	最近では、障害者枠での就職を目指すため、在学中に精神障害者福祉手帳を申請・取得してもらうケースが増えているが、本人の意志確認や家族への説明努力を要する。(国立大学・大規模)
		障害があっても就職への高い意識・意欲を持っている学生が多い。しかし、障害者の求人には雇用形態、勤務地、給与、昇進等の条件面が十分に整っていないものも多く、学生との間にミスマッチが生じている。障害者雇用における、企業の意識改革及び雇用条件改善の必要性を感じる。(私立大学・中規模)
		障害学生の中でも、身体障害学生は毎年内定を得ているが、発達障害学生(疑いも含め)については、手帳を取らずに、あるいは受容せず一般枠で応募している者が多く、内定を得るのが難しい状況が続いている。受容していない学生をしかるべき専門機関につなぐためにはどうしたらよいか対応に苦慮している。(私立大学・小規模)
	[発達障害や精神障害向けの求人の少なさ]	精神障害及び発達障害以外の障害を持つ学生の就労については、健全な学生に比べて遜色がないが、精神障害及び発達障害を持つ学生については、求人が少なく就労先が制限されている状況にある。(国立大学・大規模)
		障害学生求人の中でも、精神障害、発達障害は未だ圧倒的に少なく、発達障害とわかった段階で断られているのが現状。大学から企業に向けて、精神障害や発達障害学生の特性や長所について、研修を行う必要がある。(私立大学・大規模)
		障害者への求人と言ってもそのほとんどは対象が身体障害者で、発達障害者や交通事故等の後遺症による知的障害者が対象になっているのはわずかです。そんな中で、企業が職域を拡大させ、発達障害者を雇用することによって他社員の時間捻出に貢献し、結果、生産性向上に大きく寄与したというNPOからの報告があるので、企業側にはそうした成功例を参考にしてもらいたいと思います。(私立大学・中規模)
		障害の種類によって求人数に差がある(発達障害を持つ学生を受け入れてくれる企業が少ない)。正職員や常勤など安定した求人が少ない。(短期大学)

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握したが、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているかまでは明らかにできていない。就職支援においては、入学から就職までの在籍年数や年齢の違い、学修内容の特色等を考慮する必要があると考えられるため、大学・短期大学・高等専門学校の学校種を分析の切り口に採用した。また、大学においては学校規模の差が大きいいため、大規模・中規模・小規模に分類した。学校種と学校規模による分類は以下の通りである。

- 大規模大学(在籍学生数が 5,000 人以上)
- 中規模大学(在籍学生数が 2,000～4,999 人)
- 小規模大学(在籍学生数が 2,000 人未満)
- 短期大学
- 高等専門学校

上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 92)。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。なお、図中の語を囲む枠線は、各学校種・学校規模に特徴的な語として、筆者が付した。

この結果、学校種・学校規模の違いにより、次のような課題があることがわかった。

① 大規模大学

大規模大学では、[障害学生の把握]、[社会への啓発]、[卒後支援の必要性と困難さ]、[精神障害学生の支援ならびに就職の困難]が特徴的な課題であることが見て取れる。

② 中規模大学

中規模大学では、「就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援」が特徴的な課題であることが見て取れる。

③ 小規模大学及び短期大学

小規模大学及び短期大学では、「対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題」が特徴的な課題であることが見て取れる。

④ 高等専門学校

回答校ごとに課題が分散しており、特徴的な傾向は見られなかった。回答には、発達障害学生の問題、診断がない学生への対応、保護者の理解と連携、外部機関との連携、障害者枠を利用した就職活動のノウハウ、学内の専門的人員の必要性、就職試験における面接の失敗、コミュニケーションスキルや社会性の涵養、就職先との連携・情報交換、障害者受け入れ可否がわかる求人情報の取得、などが挙げられた。

また、それぞれの学校種・学校規模における具体的な課題内容については、表 22 に代表的な回答をまとめた。

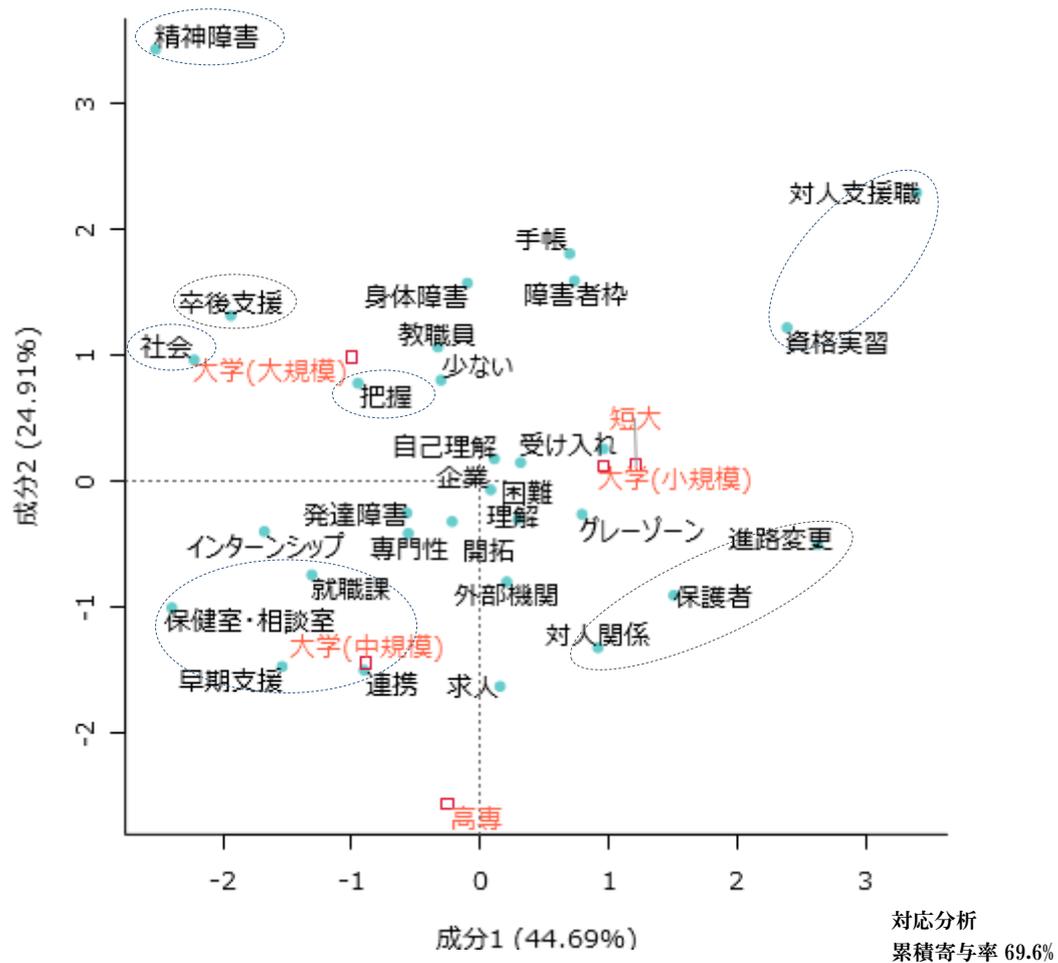


図 92 進路・就労・キャリア教育支援課題における学校種・学校規模と自由記述内容の関係

表 22 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

大規模大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔障害学生の把握〕	障害を持つ学生は、自らが障害者であることを申告しないことが多いため、その把握が非常に難しい状況である。発達障害等の学生が窓口に来て、担当者が把握していないために適切な対応が取れないことがある。(私立大学)
		障害学生がどの学部へ何名いるのか把握ができないため、就職等の支援もキャリアサポートセンターに来た学生のみとなっている。(私立大学)
	〔社会への啓発〕	キャリアセンターでは障害者の採用枠での就職活動を希望する学生に対して、1対1の面談を核とした個別支援を行っている。支援対象学生把握は、就職活動開始時に提出する登録カード(進路登録票)での、学生からの自己申告に頼っている状態である。部署間での学生情報(障害の情報)共有は非常にデリケートな事案であり、慎重に進めていく必要があるが、支援が必要な学生全員に対して、就職活動の序盤からサポートを実現する、学生情報把握の枠組みが必要であると感じている。(私立大学)
		障害学生の臨床像・ニーズ・現状に対する教職員の理解不足。障害学生の就労に関する社会全体への啓発(障害理解・受け入れ態勢の充実)。(国立大学)
〔卒後支援の必要性と困難さ〕	障害学生の就労等において、就労先である職場の理解が不可欠だと思う。そのためにも、一般企業、官公庁、研究機関などへの啓発活動を行うことが必要だと考えられる。(国立大学)	
	障害の事実と真正面から向き合える社会、ありのままを全面的に肯定できる社会になることで、はじめて障害学生のさまざまな問題も受け入れ、そして解決に近づけるであろう。そうした社会の実現に向けて、大学での教育を通じて粘り強く働きかけていく以外ないであろう。(国立大学)	
〔精神障害学生の支援ならびに就職の困難〕	卒業後・退学後必要となる社会資源への橋渡し。一般就労が困難あるいは日常生活を独立して営むことに困難が生じるような学生を大学卒業、あるいは退学時に、学外の相談窓口や就労支援機関などの社会資源につなぐ連携体制を整えていくことが課題である。(国立大学)	
	就職を保留にして卒業した学生が、卒業後に就職についての相談に訪れた。一般雇用にするか、障害者雇用にするか、ジョブトレーニングを受けるか、など在校時には十分な検討をしていなかったため、障害学生支援担当部署と就職支援課が連携して、外部の支援機関を何箇所か同行する支援をした。在籍中に、外部の支援機関につなげる動きをしておくべきだったと思っている。(国立大学)	
	就労支援について、卒業後も必要なのか、必要であれば卒業後何年までなのか。現状のスタッフ数では、とても厳しい状況である。(国立大学)	
中規模大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援〕	障害学生の進路、就労、キャリア教育等に関して、キャリアセンターで受け入れており、専門的な支援(相談等)においては、保健室と連携しながら対応したり、地域の社会福祉法人と提携して求人紹介等を行っている。課題としては、本件においてはより専門的な知識や経験が必要であることに加えて、入学した時点から卒業するまで継続した時間を掛けた特別な支援が必要な場合もあるが、その点において現状は人も含めて、十分な体制が整っていないことがあげられる。(私立大学)
		発達障害に早期に気づき、保健管理センター医師や指導教員及び保護者と連携し、早い学年から相談に応じるなど支援体制を築いていく必要がある。(国立大学)
		保健管理センター等で把握している障害学生情報について、個人情報の問題に配慮しながら、いかに就職担当と情報共有していくかが課題である。(国立大学)
		現在は、キャリア支援部署や学生相談室などそれぞれが実施して、情報共有もなかなかできていない状況である。(私立大学)
		障害者認定とならない学生(軽度・中度の精神疾患等)は、就職担当の窓口に来室しても、多くの場合ただ話を聞くことしかできず、これは就職支援ではないというジレンマがある。保健室・相談室・医療機関を勧めることは、場合によって逆効果になるため、実際のところどう対応してよいのか分からない。(公立大学)
キャリアサポート、学生支援センター、健康管理センターと連携を図りながら対応しており、障害学生に対しての就職サポートは充実している。(私立大学)		
小規模大学や短期大学に特徴的な回答		
マッピングからの解釈	〔対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題〕	保健科学部医療検査学科、看護学科においては専門性の高い職種であり、支障なく業務を行うのは困難であるため、就労は極めて難しく、求人確保の見通しが立たない。それに伴う進路変更等の相談、カウンセリングなど体制を整える必要がある。(私立大学)
		看護師、管理栄養士の養成施設であるので、対人コミュニケーションが難しいとなると、国家試験を通ったとしても仕事の現場では難しい。進路変更などを提案するが受け入れてもらえない。(私立大学)
		医療や福祉の現場で資格者として働くことは、障害を持った学生にとっても周囲にとっても大きな負担があります。そのため、学科の教員が学外実習の様子を見て、適応可能な分野への進路を勧めることもあります。しかし、本人や家族の希望と合わないケースもあり、また対人コミュニケーションを苦手とする発達障害の要素を持った学生が対人業務が主となる分野で従事するのは受け入れ側、本人いづれにも負担となることが予想されます。卒業後を見据えた指導の難しさが課題となっています。(短期大学)
		幼稚園免許状・保育士資格の取得を目標に入学してくるが、それらは基本的に対人関係能力が必要とされる免許・資格であり、発達障害の疑いのある学生は、実習でつまづき、進路変更せざるを得ない状況がある。(短期大学)
		本学は保育者養成の単科大学であるため、ほとんどの学生は幼稚園、保育所、児童福祉施設に就職する。発達障害によってコミュニケーション、社会性に困難さのある学生は、子ども、親への支援、職場の同僚との協働がうまくいかない場合が多く、他の進路や就職先を勧める必要があるが、本学にはノウハウがないことが課題となっている。(私立大学)
		本学は、対人支援の職業ライセンスを取得(国家試験受験資格取得)のための大学であるため、卒業できても、就業が困難であったり、早期離職が懸念される。入学後、早期に就業適性を判断する必要を感じている。(短期大学)
実習が困難だと判断した場合の保護者対応(保護者の理解)、又実習不合格等による資格取得困難、資格取得できたとしても、本当にその職が適しているかなど、日々課題を感じるばかりである。(短期大学)		

(4) 考察

障害学生に対する進路・就労・キャリア教育支援の課題に関して、①自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、②学校種・学校規模による課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、今後の支援のあり方について検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

グループ1 学外連携による専門的支援と部署間連携

このグループでは、[教職員の専門性向上と専門性を補完する外部機関との連携]と[保健室・相談室との連携による把握や支援]が課題であることが示された。就職支援担当部署の教職員が障害学生の就職支援に関する専門知識を有しておらず、特に発達障害学生に対する就職支援は草創期ということもあり、何をどのように行なえばよいのか、その支援ノウハウを持たずに苦慮しているケースが多いことがうかがえる。学内で対応しきれない部分は、ハローワークや民間の就職支援機関などの外部の専門機関と連携し、適切な対応を取っていくことが必要であろう。

また、就職支援担当部署への相談は、就職活動が立ち行かなくなってから訪れるケースもあり、結果、対応が後手に回ってしまうことが多いようである。障害学生の就職サポートを行なうためには、就職支援部署で障害学生を把握する必要があるが、その把握ルートが体系的に整備されていないことで、支援開始が遅れる、あるいは必要な支援を提供できないという事態が発生しているのである。発達障害や精神障害の学生は、保健管理部門や学生相談室で把握されるケースも多いが、個人情報取り扱いのルールが定まっていない場合、就職支援部署との連携・共有が困難な場合もあり、そうした場合、就職支援の対象が就職支援部署に自己申告してきた学生に限定されてしまうことがある。部署間での連携を可能にし、早期から支援するためにも、個人情報の取り扱いや守秘義務の考え方について各大学等で決まりを設け、共有できる情報の範囲を限定するなど、個人のプライバシーに配慮した仕組みを構築する必要があるだろう。

グループ2 発達障害学生の障害認知と早期支援

このグループでは、[本人・保護者の障害理解の困難]と[障害理解のための早期支援]が課題であることが示された。〈発達障害〉についての記述があった大学等は 425 校中 152 校 (35.8%) であり、「精神障害 (30 校, 7.1%)」や「身体障害 (35 校, 8.2%)」に比べ、課題と感じている学校が多い。また、発達障害の予備群として〈グレーゾーン〉に関する記述も 51 校 (12.0%) あり、対応に苦慮している状況がうかがえる。

発達障害学生の対応に困難が生じるのは、発達障害学生自身が自己の障害に気づいたり、あるいは周囲が気づいたりする時期が大学等入学後のことが多いことが大きく影響していると考えられる。特に支援を難しくするのは、学生本人が発達障害を自覚し

ていなかったり、保護者が受容できなかつたりする場合であり、そのような場合は、一般的な就職支援の範囲に限定された対応に留まってしまう。

発達障害学生を適切な就職支援につなげるためには、まず、自己理解や保護者理解のための支援を早期に講じる必要がある。就職支援担当者は、学生が自己の障害を理解したり、必要な援助を要求したりするセルフ・アドボカシースキルの涵養が重要なことを認識しつつも、実際にどのような手順を踏んで支援を行なえばよいのか分からないことも課題として挙がっている。支援が先延ばしになると、外部機関との連携や障害者向け求人情報の提供などの具体的支援が提供できないこともあり、就職が決まらないまま卒業していくケースが多いことも問題となっている。就職支援部署による発達障害学生の早期把握・早期支援のために、入学から卒業後までを見据えた体系的な就職支援の方法を構築していく必要があるだろう。

グループ3 学外実習の困難や卒後に及ぶ移行支援

このグループでは、[対人スキルを要する資格実習の困難]と[社会移行を支えるインターンシップや卒後支援]が課題であることが示された。保育や医療・福祉系の学校では、その職に従事するために必要な資格を取得し、その専門領域での就職を目標としている。この資格を取得するためには学外実習が必要であるが、実習先の理解と確保が難しいことや、対人関係スキルの未熟さから実習が上手くいかないケースがあり、やむなく進路変更を勧める場合もある。今後、実習先の理解を得て、障害学生が必要な支援を受けながら実習に参加できる体制を整えていく必要がある一方で、大学側は実習に参加できる条件を明確にし、保育や医療・福祉の職業に必要とされる知識やスキルに対して一定の基準を設け、その基準以上の資質を持った学生を育成するよう努める必要があるだろう。また、進路変更を余儀なくされる事態を防ぐために、入学以前にカリキュラムや卒業要件を具体的に提示することで、適性に応じた進路選択を可能にすることや、自己や職業適性の理解を支えるキャリア発達支援のあり方を検討していくことが重要であると考えられる。

このグループのもう一つの課題は、社会移行に向けたインターンシップ機会の提供や、就職先が決まらずに卒業に至った学生への支援の困難である。特に、発達障害学生を対象としたインターンシップの受入先が少ないことや、あったとしても、学生本人の障害理解や受容が進んでおらず、インターンシップ参加にまで至らないケースもある。また、発達障害学生の中には、卒業研究と就職活動の同時並行が苦手で、卒業はできても就職先が決まらないケースもあり、卒業後に就職支援を行なう必要性が生じている。発達障害学生が自己の職業適性を認識し、計画的に卒業と就職活動が進められるように、入学後早期からの就職・キャリア教育支援の重要性が増してきていると言えよう。

グループ4 発達障害学生の障害者枠利用への葛藤と企業とのマッチング困難

このグループでは、[企業の理解や受入先の開拓]と[手帳取得や障害者枠利用の躊躇]と[発達障害や精神障害向けの求人の少なさ]が課題であることが示された。発達障害学生の就職活動における大きな壁は、精神障害者保健福祉手帳を取得し、障害者枠を利用して就職するかどうか選択するところにある。発達障害学生の多くは、手帳を取得し、障害者枠での就職活動を進めることへの葛藤が大きく、さらに学生本人だけではなく保護者の意向も大きく関わってくる問題である。また、障害者枠での就職を決意したところで、発達障害や精神障害向けの求人は身体障害に比べて少なく、またその雇用条件が低賃金、単純作業のものが多いため、学生の希望と受入企業とのマッチングが難しい状況にある。企業側の発達障害への理解を促進し、発達障害学生が得意とする部分を生かせる勤務内容や職場環境の構築が求められており、そのためにも大学側から発達障害に対する理解啓発を行なうなど、受入側に積極的にアプローチしていくことも今後の重要な就職支援になっていくと考えられる。

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

① 大規模大学

大規模大学は、[障害学生の把握]や[社会への啓発]や[卒後支援の必要性和困難さ]や[精神障害学生の支援ならびに就職の困難]が特徴的な課題であることが示された。大規模大学に特有の課題として、在籍障害学生数の多さから、体系的に把握や情報共有・連携システムを構築しなければ、就職サポートにつなげることが困難な状況にあることがうかがえる。また、就職できずに卒業した学生や、就職後早期に離職してしまった学生の相談が増加していることもあり、卒後支援のあり方を検討する必要性に迫られている。

近年、発達障害学生の増加も著しいが、精神障害学生も増加の一途を辿っている。在籍障害学生数の多い大規模大学では、精神障害学生の就職支援の困難が大きいことが汲み取れる。また、発達障害や精神障害学生の就職状況を改善するためには、受入先企業等の社会全体の理解が不可欠であることから、在籍障害学生を多く抱える大規模大学においては、社会への理解啓発の役割を牽引していくことが求められていると考えられる。

② 中規模大学

中規模大学は、[就職課と保健室・相談室の連携による早期発見・早期支援]が特徴的な課題であることが示された。中規模大学では、保健管理部門や学生相談室で把握している障害学生を就職支援部署につなげたり、逆に、就職支援部署で対応できない精神衛生面のサポートを保健管理部門や学生相談室に委ねたりする等、学内における部署間連携の必要性が課題に挙がっているが、個人情報の問題もあり苦慮していることがうかがえる。在籍障害学生数が増加した場合は、部署ごとに把握し、共有・連携していく

体制は効率性に欠く上、障害学生への支援提供が遅れることが懸念される。大規模大学同様、把握方法の体系的整備を行ない、部署ごとによる把握から全学的な把握へ移行することで、早期支援が実現していくと考えられる。

③ 小規模大学及び短期大学

小規模大学及び短期大学は、「対人関係困難に起因した資格実習や進路変更の問題」が特徴的な課題であることが示された。小規模大学や短期大学には、看護師、介護士、保育士等の資格取得に特化した学校が他規模の大学に比べると多く、これらの学科では現場実習においてコミュニケーションスキルが必要となることから、発達障害学生の中には資格取得が困難なケースが生じる。保育系の学科については短期大学に多く、短期間でいかに実習に必要な知識とスキルを身につけるのか、またその職種への適性が見込めない場合に、いかにして学生の希望や適性に合った進路変更および就労へとつなげていくのかが大きな課題と言える。また、進路変更は本人の意思のみでなく、保護者の意向も大きく関わってくることから、保護者の理解と納得が得られない場合は、進路変更が難しくなることが懸念される。このように、対人支援職を養成する大学および短期大学は、他学科とは異なる課題を有することから、これらの学科の特徴に応じた独自の支援モデルの構築が求められる。

4. 最後に

本分析では、体制整備状況に応じた修学支援の課題と、学校種・学校規模に応じた就職支援の課題を把握することができた。似たような状況下にある大学等は、類似した課題を抱える傾向にあることが明らかになったことから、より適切で効果的な支援を実施するためには、今後も学校種・学校規模や支援体制等に注目して、支援方法を検討していくことが重要になると考えられる。

今回、高等専門学校については、課題の把握と検討が十分にできなかった。高等専門学校の修学について4年制大学と比べたとき、その学修内容や入学年齢、修学年数、就職活動の方法に違いがあるため、高等専門学校の状況に焦点を当てた支援モデルの構築が必要であろう。そのためにも、今後、高等専門学校について、より詳細に実態を把握していく必要がある。

【分析方法について】

本分析においては、樋口耕一が開発した計量テキスト分析のためのソフトウェアである KH Coder を用いた。分析の手順として、まず、KH Coder に同梱の茶釜を使用して形態素解析を行ない、自由記述テキストを単語やフレーズ毎に切り分ける処理を行なった。次に、形態素解析により得られた単語やフレーズから、同様の意味や概念を成すものと同じコードを付けるコーディングを行ない、単語の表記上の共通性にとらわれない、内容を重視した分析を可能にした。これらコーディング後のコードを用いて、階層的クラスター分析と対応分析を実施し、回答文中に同時に出現する傾向のある語のまとまりを樹形図で示し、さらに同じ特徴を持つ大学等の傾向を散布図で示すことで、非構造的なデータの探索的な検討を試みた。

【参考文献】

樋口耕一(2014)社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展と目指して—。ナカニシヤ出版。